

# 記入要領

申請書裏面の【誓約・同意事項】を確認し、給付金の支給要件に該当する場合は、申請書に記入し、必要書類を添付して郵送で提出してください。

世帯主の方を申請者としてください。

申請者が属する世帯の方全員を記入してください。

申請・請求者(世帯主)の振込口座情報を記入してください

①～⑧の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意する場合は✓を記入してください。✓の記入がある場合に限り、支給対象に該当し、給付金を受け取れます。

提出書類に漏れがないか、確認し✓を記入してください。

今回提出する申立て内容に相違がないことを確認し、提出年月日、申請者(世帯主)の署名をしてください。

【表面】  
様式第2号

記入例

令和5年度 住民税均等割のみ課税世帯支援給付金申請書(請求書)  
(申請を必要とする世帯の場合)

豊橋 市長殿

市区町村  
受付印

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
トヨハン タロウ	明治・大正・昭和・平成・令和	豊橋市〇〇町〇〇-〇
豊橋 太郎	55年10月10日	電話 (0532)〇〇-〇〇〇〇

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

○令和5年1月2日以降に豊橋市に入居された方全員の令和5年度住民税課税証明書又は非課税証明書を送付してください。  
※令和5年度住民税課税証明書等は、令和5年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で取得してください。  
※収入がない16歳以下の方は添付不要です。  
○住民税課税証明書又は非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

(フリガナ) 氏名	申請者との 続柄	生年月日	令和5年1月1日時点の住所が現住所と異なる場合には 令和5年1月1日時点の住所を記載 (現住所と同一の場合は記載不要)
1 (申請者)	本人		〇〇県△△市××町1-1
トヨハン ハナコ	妻	明治・大正・昭和・平成・令和	〇〇県△△市××町1-1
2 豊橋 花子		55年4月1日	〇〇県△△市××町1-1
3			
4			
5			

3. 振込口座(1.の申請・請求者の口座とします。)\*長崎県内入会のない口座を記入しないでください。  
✓下記の口座への振込を希望します(下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類及び本人確認書類を添付してください)。  
【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (正確に記入してください)	口座名義人 (※「1.申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください)
〇〇	〇〇	〇	0123456	トヨハン タロウ
支店コード	支店コード	支店コード	支店コード	
123	123	123	123	

□現金による支給を希望します(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります)。  
裏面も必ずご確認ください

現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる方は、令和5年1月1日時点の住所を記入してください。

令和5年1月1日に豊橋市に在住の方で令和5年度が未申告の場合は、豊橋市民税課で住民税の申告を行ってください。世帯全員が住民税所得割が非課税となる場合は、給付金の支給対象となります。

【裏面】

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(✓)してください。

✓以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

住民税均等割のみ課税世帯支援給付金(以下「給付金」という)の支給要件(※)に該当します。  
※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。  
ア 世帯の全員が、令和5年度住民税均等割のみ課税又は均等割が非課税である。  
イ 令和5年度の住民税均等割が課税されている他の親族等の扶養を受けている者の世帯ではない。  
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。  
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。

② 世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

③ 既に他の市区町村で令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)の支給を受けた世帯ではありません。

④ 給付金の支給要件の該当性等を審査するため、豊橋市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

⑥ この申請書は、豊橋市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。

⑦ 豊橋市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、提出期限までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。

⑧ 給付金の支給後、本申請書(請求書)の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

✓『住民税均等割のみ課税世帯支援給付金申請書(請求書)』(本書)  
※必要事項をご記入ください。

✓『申請・請求者本人確認書類』の写し(コピー)  
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金証書、介護保険証等の写し(コピー)をご用意ください。  
(表面に住所の記載がない場合や、住所変更がある場合は、必ず現住所の記載がある面の写しをご用意ください。)

✓『受取口座を確認できる書類』の写し(コピー)  
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

✓住民税均等割のみ課税又は住民税均等割非課税であることが分かる証明書等の写し(コピー)  
※令和5年1月1日時点で在住の市区町村で発行される課税証明書等  
令和5年1月1日時点で豊橋市以外にお住まいの方は全員分(収入がない16歳以下の方は不要)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありません。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。  
令和〇年〇月〇日 (申請日) 申請者氏名(世帯主氏名) 豊橋 太郎

「申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)」は、表面に住所の記載がない場合や住所変更がある場合は、必ず現住所の記載がある面の写しも添付してください。

令和5年1月2日以降に豊橋市に入居した方は、令和5年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で該当の方全員の令和5年度住民税課税証明書等取得して添付してください。※住民税所得割が課税の場合は、本給付金の対象外となります。